8 **2** 預 世円を 3 5 円を加算した額以下人増えるごとに10 貯金額が単 〇万円、 が 必要な資産 居住用家屋 世帯員が - 身世帯で や日 外

軽減を受けられる事業所		
緑風館	みどりの家	者
どんぐりの里	幼老複合型ういず	50
翁寿園	太陽の家	%
伊加利デイサービスセンター		
平成ホームヘルパーステーション		
社会福祉協議会訪問介護事業所		
すいせんホーム		
小規模多機能施設風らん		

表1.軽減措置が受けられる対象者

生活保護の受給者

階以外の人

表2.負担限度額と基準費用額(1日あたり)

多床室

(相部屋)

320 円

320 円

0円

が市町村民税非課税の人

利用者負担段階

第1段階

第2段階

第3段階

利用者

負担段階

基準費用額

第1段階

第2段階

加算

した額以下

人増えるごとに50万円を

50万円、世帯員

が

2

感知 換器

つ

の部

分

を除

対象となります ●は要介護4、5の

**の非課税世帯の人**で次の条業所を利用する**市町村民税**担が原則ですが、下表の事 介護保険制度では1割負

人は負担額

件全てを満たす ●年間収入が単 が軽減されます。 - 身世帯で

軽減額 25 % 介護保険料を滞納 老齢福祉年金受給 利用者負 していな 担額の

●介度表示ではない 養されていない 養されていない

対象者

老齢福祉年金の受給者で本人と世帯全員

世帯全員が市町村民税非課税で「本人の合

計所得+課税年金収入」が80万円以下の人 世帯全員が市町村民税非課税で、第2段

(特養)

150 ₽

320 P

420 円

社会福祉法人等の 利用者負担軽減

限度

額が設定され

(準個室)

.640 ₽

490 F

490 円

は居住費(滞在費)と食費に

居住費(滞在費)

(老健、療養)

.640 円

490 ₽

490 F

## 介護保険制度につ

圓長寿福祉課☎44 3

Ŏ 5 用具を購入

>限度額 利用方法 ▽ 条 件 ❶指定販売店で必要な福祉 要支援・要介護認定 年間10万円

2申請書、カタログの写 収書を市へ提出

処理装置の交換可能部

象品目

9

**(**)

行手

器 す

4

感知機器3移動用リフ独特殊寝台付属品3特殊寝台付属品5床がは用具6体位変すれ防止用具6体位変すれ防止用具6体位変

1

❷は要介護2~

5 が

福祉用

具貸与

福祉用具購入費支給 ❸審査後、購入費の9割を支給 対象品目

4 簡易浴槽6移動用リフ特殊尿器3入浴補助用具 の底上げ部材で自動トのつり具の部分の **6** 便座 動排 泄

## 護施設入所時の 費用軽減

保険施設に入所してサ 施設、療養型施設などの介護 スを受ける場合、 老人福祉施設や老人保健 次の対象者

(個室)

.970 ₽

820 P

820 円

対象者と負担限度額は表 2のとお 従来型個室 従来型個室 ユニット型 ユニット型 りで す

320 円 .310 円 第3段階 650 円 820 円 .310 円 ▲施設によって、利用者負担額が基準費用額と異なることがあります

用中の人へ器の人の て各総合窓口 総合窓口 出。現在、制度を利出張所又は長寿福祉に必要事項を記入しに必要事項を記入し へは更新 案内度 のを

食費

.380 F

300 円

390 円

2と4の申請方法

変更など

対象工事 材の変更な 材の変更な 費の9割額を支給 m等への便器 2段差解消 上限額内で改修 化 滑 ●手す き  $\mathcal{O}$ など 器 ŋ のやへの3  $\mathcal{O}$ 床移の取洋取

❷工事を実施。豊どを添えて市な 利用方法 ▽限度額 4審查後、 ●ケアマネジ 改修 旦全額自己負担 写真等) わ かる書類 20 万 円 を市へ提出 ヤ (改修前後 費用

❸領収書と工事費の内訳が の理由書や見積書 へ事前 談  $\mathcal{O}$ 

▽ 条 件 定で居宅で生活する人

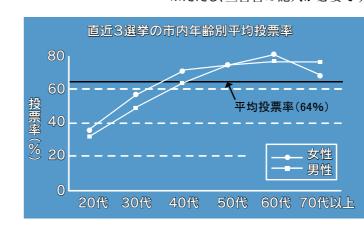
住宅改修の 要支援・要介護認 補助

## 若い有権者を対象とした 期日前投票立会人登録募集

未来をつくる あなたの一葉大切に

若い世代に政治や選挙に関心を持ってもらい、選挙をもっと身近なものに感じてもらうため、 若い有権者を対象に投票立会人を募集します。

- ●投票立会人 …投票所に2人配置され、投票事務の公平を確保するために投票事務に立ち会う重要な役割を果 たす人です。主な業務として、投票所の開閉や投票用紙の交付など投票手続き全般に立ち会いま す。また、代理投票補助者選任等について投票管理者から意見を求められたときに投票管理者に
- ◉期日前投票 ・・・・選挙は、投票日に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、投票日 に投票を行えない人が期日前であっても同じ方法で投票を行うことができる制度です。 ※ただし、宣誓書の記入が必要です。



意見を述べます。



## ~選任までの流れ~

- ①「期日前投票立会人登録申込書」を提出 (申込書は市ホームページ参照)
- ②明るい選挙推進協議会で審査
- ③期日前投票立会人候補者名簿に登録 ※一度登録すると辞退の申出がない限り継続 ※転出等により選挙人名簿からの抹消や年齢 が40歳に達すると登録を抹消

選挙時

- ④従事の可否、希望日等の確認
- ⑤明るい選挙推進協議会で配置等を決定
- ⑥選挙管理委員会で立会人を選任



応募資格 ①市内に在住で、投票日現在に市選挙人名簿に登録され ている40歳未満の人

②特定の候補者の選挙運動や政治活動を行っていない人

申込方法

「期日前投票立会人登録申込書」に必要事項を記入の 上、明るい選挙推進協議会に提出

立会期間

選挙期日の告(公)示日の翌日から投票日の前日までの間

※選挙、期日前投票所によって期間が異なります

報酬

日額9,500円

※規定の源泉所得税を控除。交通費無支給 ※昼食、夕食は選挙管理委員会で用意します

問明るい選挙推進協議会☎43-5004